

キャッシュレス納付に関する手続

～原則24時間、自宅やオフィスでも納付できる便利なキャッシュレス納付をご利用ください～

令和7年10月

- 予納ダイレクトを除き、**全ての税目がキャッシュレス納付の対象**（収入印紙の貼付により納付する場合を除く。）となります。
- 予納ダイレクトを除き、いずれのキャッシュレス納付の場合でも本税に加え、附帯税（加算税・延滞税等）も納付が可能です。
- キャッシュレス納付の場合、領収書は発行されません。

納付手続	手続に必要なもの	納付前手続	利用可能 金額	手続 概要
ダイレクト納付	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ ダイレクト納付利用届出書の提出 ^{※1}		金融機関により異なる	
インターネットバンキング等による納付 ^{※4}	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	✓ 納付情報登録 ^{※2・3} 又は ✓ e-Tax申告	金融機関により異なる	
クレジットカード納付 ^{※5}	✓ クレジットカード (納付税額に応じた決済手数料が必要)		1,000万円未満かつカード決済可能範囲内	
スマホアプリ納付	✓ e-Tax利用開始届出書の提出		30万円以下	
予納ダイレクト ^{※6} (申告前の予め納付)	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ ダイレクト納付利用届出書の提出 ^{※1}	✓ ダイレクト納付を利用した予納の申出画面による登録	—	

今後の
納税に！

- ※1 利用開始までの期間は、オンライン提出で1週間程度、書面提出で1か月程度要します（法人は書面提出のみ）。
- ※2 e-Taxで納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成・送信することで、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から電子納税手続が可能です（作成には利用者識別番号及び暗証番号が必要・電子証明書は不要）。
- ※3 書面申告の場合であっても、納付情報登録を行うことでキャッシュレス納付を利用できます。
- ※4 e-Tax利用開始の際に設定する「納税用確認番号」（6桁）が必要です。e-Taxで確認・変更ができます。
- ※5 e-Taxの利用がなく、書面申告の場合だけであっても、「国税クレジットカードお支払いサイト」からクレジット納付を利用できます。
- ※6 予納できる期間は、予納する国税の課税期間内（例：令和X年分の確定申告分については、令和X年1月1日～12月31日）です。
なお、利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、法人税（地方法人税）及び消費税及び地方消費税です。

【参考】キャッシュレス納付に関する各種リーフレット等

➤ 詳細は、以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取ってご覧ください

○ キャッシュレス納付の概要

国税も！地方税も！キャッシュレス納付！



簡単！便利な！キャッシュレス納付のご案内



○ ダイレクト納付

「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」についてよくある質問



ダイレクト納付の対象税目



令和6年4月から自動
ダイレクトが始まります



ダイレクト納付利用
可能金融機関一覧



ダイレクト納付利用届出書
オンライン提出の流れ



ダイレクト納付手続き
マニュアル

○ クレジットカード納付

クレジットカード
納付のQ & A



国税のクレジットカード納
付にはe-Taxの利用が便利で
す



国税クレジットカード
お支払サイト



○ スマホ納付

スマホアプリ納付のQ & A



国税の納付はスマホでスマートに

